

文書館だより

第11号

昭和63年 7月

発行/群馬県文書館

〒371 前橋市文京町三丁目番六号

☎(0176) 311334

印刷/朝日印刷工業株式会社

☎(0176) 511311

題字 岡庭征人書

＝紙面案内＝

○文書にみる目明し源治郎

○明治大正期における優良学校の表彰

○新たに閲覧できる行政文書

○新たに収蔵された文書

○古文書解説コーナー



上州安中御城内絵図

縦177cm・横95cm 淡彩色

愛知県豊田市立図書館内藤文庫所蔵(昭和61年5月撮影)

江戸時代の安中藩は、元和元年(一六一五)井伊直政の長男直勝が近江国彦根から安中へ移って立藩したので始まりで、その後、藩主は水野、堀田、板倉(第一次)、内藤、板倉(第二次)と交替し明治維新を迎えました。この絵図は元禄十五年(一七〇二)陸奥国泉から安中藩二万石の領主となった内藤氏の代に作製されたもので、写真上左隅に「享保二十一年五月改」とあり、また絵図の袋ウハ書には「政里公蒙 仰、森宇左衛門正儀上州安中御城内御郭侍屋鋪迄悉愍坪数逐吟味、有成之通壹枚之大絵図榑田友右衛門ニ認申付仕立差置候(下略)」とあることから、幕府の命令により内藤政里が家臣に命じて城内の総坪数を取調べさせたことがわかります。

『安中市誌』によれば、初代政森は宝永二年(一七〇五)正月、城主たることを許されると安中城の改築に着手し、城中に濠を築きました。続く二代目政里も享保十八年(一七三三)御殿に玄関をつけ、東西の門の建て替え、町口門の屋根を瓦にするなど、城郭の整備を進めたとされています。したがって、この絵図は改修後の城内の縄張りの様子を示しているものと思われまます。

内藤家時代の安中城絵図は、明治大学刑事事博物館所蔵のものなどが知られていますが、これはそれより以前のもので、しかも内藤家の重臣クラスの武士の名前や屋鋪、長屋、城門などの配置、面積等が詳細に記されており、貴重な資料といえるでしょう。(主任 岡田昭二)

塩原成一郎家文書紹介

文書にみる目明し源治郎

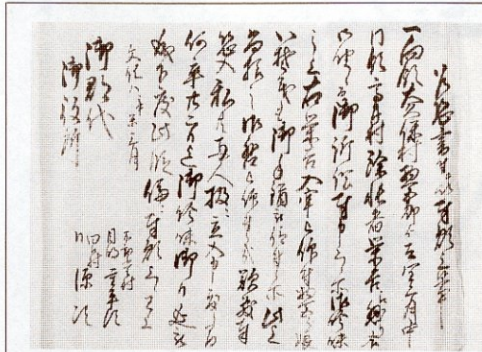
主幹兼専門員 田 嶋 亘

この文書は、前橋市田口町の塩原成一郎家に伝わるもので、総数一一〇点である。内容は、主に往来物を中心とする十数点をのぞけば、「目明し源次郎」(文書の中では源次郎、源治、源次、又は塩原源治良等と表現されている)に関する文書である。同業の目明しで不動堂村の重平次(十平次)と連名した文書もある。

では、何時頃の文書であるかという点、最も早い時期のものは、^(安七三)安永三年であるが源治郎の名は見えない。時期が明確で源治郎の名が記されている最初の文書は寛政十一年八月のものである。そして、最後のものは、^(二八二九)文政二年七月の文書であり、その間、二十一年間である。中でも文化八年と同十年のものが他に比べて多く残されている。この残された様子から目明し源治郎が活躍した時代を考えるならば、正に「文化年間の目明し源治郎」といえる。

次に、文書の差出人である当人、及び村役人達等、さらに本文中に登場する人物に関する旧村の名を書き出してみると、まず、田口村、前橋本町、不動堂村、上

八崎村、横室村、山口村、上箱田村、下仁田在勝山村、下仁田村、荒牧村、大胡町、白井村、横室村、総社町、原ノ郷村、



御吟味、日延べ願い

堤村、小嶋田村、大久保村、高井村、中箱田村、沼上村、倉賀野宿、関根村、下佃村等である。これは、前橋藩領域を中心とした広い地域にわたる村々であり、直接または間接に「目明し源治郎」が活躍した領域と推定することが出来る。さらに、どの様な形式の文書に分類出来るだろうか、内容や差出人等の相違等により考察すると、次の三つの型に分けられる。

乍恐書付ヲ以奉願上候事
一、向領大久保村惣五郎去閏三月中同領高井村除帳者栄吉江懸り合御座候而御訴訟奉申上候所御吟味之上右栄吉入牢被仰付惣五郎娘いそ義も御手鎖被仰付候所此上如何様之御咎被仰付候哉歎歎奉恐入私共兩人扱ニ立入申度候間何卒廿二日迄御吟味御日延被成下度此段偏ニ奉願上候已上
文化八年末三月 不動堂村 目明 重平次
御郡代 田口村
御役所 同 源次

- (一) 犯罪等の容疑者当人と村役人(又は親類、証人、受合、扱人、世話人、立合(人)等連名による目明し源治郎(又は相手)あて内済請合証文で、これもも多い。
- (二) 目明し源治郎が(お上である)郡代

役所へ事件の取扱いについて上申したもの
(三) 当人等が、目明し源治郎に、罪状を申し述べたもの(内済の依頼までを含むことがある)
では次に、どの様な事件内容の文書であるか書き上げてみると
まず、盗みの一件に始まり、不(風)斗出、召夫の不調法、酒酔いの不埒、馴合い欠落、村方預り、出入り、不埒の馴合行方(衛)知れず、手疵、打擲、娘の不義、無断持出し、離(不)縁の除帳、縄付御免等の件である。

例えば次の様な内容の文書がある。
文化八年三月の文書は、惣五郎と除帳者栄吉との懸りに関し、栄吉は、「入牢」惣五郎の娘は「手鎖」ということになる、そこで目明し源次は、不動堂村の目明し重平次と「郡代役所」に対して、私共目明しの扱いとし立入りたので、「郡代役所」の「御吟味」の日どりの延期を依頼したものである。この文書によって「目明し」の役割の一端がわかる。

又、文化九年三月五日、沼上村無宿源造が、仲間四人と土蔵から蝸壺本等を盗取り、それを仲間の一人倉賀野無宿安五郎に預け置いたという一件を源造自身が目明し十平次と源次に有体に申し上げたというもので、これは、「目明し」の広域的警察の任務を物語る文書といえよう。

明治大正期における

優良学校の表彰について

文書館嘱託 横山伊平

当館収蔵の「学事」「地方」関係の行政文書中、賞罰に関する簿冊によって、明治大正期の優良学校の表彰の事を紹介致します。

(1) 明治16年(一八八三) 文部省奨励調査中「学事賞与ニ関スル調査」によると、教員・学校・吏員・生徒をそれぞれ一〜五等に分けて賞与しています。

このうち、学校の部をみると、表彰を受けたのは次のとおりです。

一等 安中・藤岡の二校
二等 高崎・吉井・厩橋・細野西・館林の五校
三等 原市・桐生・伊勢崎(赤石)・富岡・原町・松枝・今井・玉村・七日市・馬山・新宿の十一校 ○は追加

賞与の基礎となつたのは、各郡長の内申書(①教導管理②職員資産③図書④地所建物資産⑤従来教育実績(卒業生数及進路)の調査結果のようです。

賞与物品は文部省宛請者によると、教員生徒吏員等は字典、硯箱等ですが、学校は「度量衡、標本」二部です。

(2) 明治34年以降 教育資金使用規則

により学事奨励規程が定められ、教員・校長・吏員中の「皆勤・教授熟練・管理超衆」者に授賞されていますが学校対象の賞はありません。

(3) 明治40〜45年 地方文書の郡市町村吏員旌表書類によると、明治39年「教育成績表彰規程」が設けられ、校舎建築・学校基本財産蓄積・学校園・就学出席歩合等促進向上を掲げ、その項目に該当した町村や吏員を表彰しております。

表彰は「納税就学出席率優良市町村」として、知事より賞状賞品(壺)、自治旗を授与されました。自治旗受賞町村は群馬郡清里村外十四カ町村に及んでいます。

(4) 明治42〜43年 文部省の「小学校教育成績規程」明治38 規程により優良小学校の表彰が行われ「職員克ク協同一致シテ職務ヲ努メ、教授訓育ノ成績ニ見ルベキモノアリ」として金百円を文部省より交付されています。表彰校は次のとおりです。

明治42年 伊勢崎・薄根・境野・秋間・箕輪の五校

明治43年 藪塚・高崎北・新高尾・吉

井の四校

この外、強戸・茂呂等各校の校舎新築校には、地図や時計、大辞典等が贈られています。

(5) 明治43年〜大正8 本県では明治43年9月に「普通教育奨励規程」が定められ、小学校、市町村、教員、吏員・学務委員、団体に分け、その項目に該当した場合、各郡長の内申に基づき視学等による調査検討後適当と認められた場合、例年、紀元節(二月十一日)の「佳き日」、県庁において諸高官記者列席の中で表彰式が挙行されました。



学校表彰の文書

この日知事より賞状や賞金、優秀校に対しては「教育(奨励)旗」が授与され、授与年月、授与校は、次のとおりです。

明治44・4 碓氷・碓部小

・ 45・2 群馬・桃井小 (第八条)

・ 大正3・2 北甘菜・馬山小

・ 4・2 群馬・桃井小

・ 大正5・2 碓氷・秋間小 (第一条)

・ 6・2 佐波・赤堀小

・ 7・2 東小 (体育旗)

これらの学校が継続して優秀校と認定されるためには、毎年郡長を通じて

一、学令児童の就学出席歩合調査表

二、小学校基本財産調査表(年間収利併記)

三、当年度教育経常予算

四、教授訓育の状況

等を出し、査定を受けております。そのため、ある学校では、児童の刃傷致死事件により教育旗を返還しています。

後年、就学出席率向上・施設設備充実の目どがつくと、国語算術の学力考查を他の内申校と合わせ行っています。

優秀校優秀教員と認定され受賞しようとする場合、多数の学校から前述の一〜四文書の外に、

・ 村勢一班・勤儉貯蓄組合規約・青年夜学会 (桃井村)

・ 児童の学習成績物・綴方教授研究の一端 (馬山小)

・ 校外監督規程・評語研究(富岡小)

・ 我が校の一日 (一ノ宮小)

等が多数提出され、当時の各地各校の教育状況を知る上に役立つと思われれます。

新たに閲覧できる行政文書

議会図書室収集文書・群馬県報・官報

主任 小暮隆志

一 議会図書室収集文書

昭和六十年から補修整本等の作業を進めて参りました議会図書室収集文書五、一五冊(原簿冊数三、九二二冊)が、五月から閲覧できるようになりました。

これらの文書は、議会図書室が、設置以来その機能の充実を図るため、文書課等から保管転換をした図書資料や、各課で廃棄した文書を文書としてではなく、議会図書室において研究に役立てるための資料(県議会史編さん資料)として移管を受けたもので、精力的に収集したものです。したがって、すでに閲覧していただいている明治から昭和戦前に至るまでの県庁行政文書と同一群をなすもので、その欠けていた所を補うものです。文書館への移管は、文書館の機能も果たしていた議会図書室がその機能を文書館

に移すという考えに基づき、本館発足当初から数次にわたる行なわれ、昨年度までに一応完了しました。

内容の概略は別表のとおりです。特に耕地事業や自小作関係資料、経済更生事業や産業組合設立等の勸業関係が際立って多くなっています。議案、会議録、決議録等の議会関係、旧藩貸下金や戸長役場開庁等明治初期の事情を解明する手掛りとなる資料も目立ちます。また、明治中期の教科書や統計書、群馬県歴史、郡村誌、「養蚕新論」「養蚕須知」等貴重な資料も多数含まれており、本県の政治、経済、産業、教育、社会等のあゆみを明らかにするうえで絶好の資料群といえます。皆様のご利用をお待ちしております。

なお、移管された資料のうち、戦後期の新聞一、八〇八冊および郷土資料七、二四九冊についてはすでに閲覧できるようになっています。また、明治・大正・昭和初期の上毛新聞等一部の

文書	158
書	36
室	840
取	36
集	376
文	208
書	172
別	110
類	103
冊	12
数	34
	31
	68
	146
	331
	223
	2,033
	104
	23
	83
	228
	152
	783
	140
	146
計	6,576
合	6,576
(5.125分冊、1,451冊は重出)	



議会図書室収集文書の一部



資料は、破損等の理由により閲覧できなくなっています。文書館は貴重な資料を今だけではなく、文化遺産として遠い将来の人々にも利用できるということも保障しなければなりません。複製等の利用手段が構じられるまで当分の間、県立または前橋市立の図書館をご利用ください。皆様の理解と協力をお願いします。

二 群馬県報(明治・大正期)

文書館では、紙の劣化と編綴不完全のため、原本を閲覧することのできない群馬県報の複製化を進めています。このうち、明治期の通牒照会、彙報、褒賞、臨時褒賞と大正期の県令、訓令甲、訓令乙、庁訓、告示の複製本一九八冊(分冊製本後)について、件名目録等の作成整理が終了し、本年四月から閲覧していただくようになりました。

群馬県報は、県が規則や命令等を県民に伝える手段として現在も発行しているもので、本県施政の沿革を知るうえに欠くことのできない基本的資料です。

利用は、閲覧室に備えてある簿冊目録と件名目録により検索の後、所定の用紙に記入して申請をしてください。なお、件名目録最下部に簿冊ごとの頁番号が記入してありますので、閲覧したい箇所がすぐ開けられます。ご活用ください。

三 官報(昭和五十四・同五十五年)

昨年度学事文書課より管理委任を受けた昭和五十四年および昭和五十五年の官報六五冊(分冊製本後)が、補修・製本、閲覧カードの作成整理が終了し、本年四月から閲覧していただけるようになりました。内容は二年分の官報と官報資料および国会の会議録(八七・九三回)です。

なお官報は、明治十六年七月の第一号からそろっています。

新たに収蔵された文書

古文書

昭和六十二年度下半期、本館へ寄託・寄贈された古文書の概要は次のとおり。

★新田郡笠懸村諸家文書（寄託）

『笠懸村誌』編纂の過程で、村内の阿左美・久宮・鹿・西鹿田地区の各家から村へ寄託された文書です。件数は三二件、総数約九〇〇点です。近世文書は宝暦九年阿佐美村検地野帳などわずかで、大部分は明治以降の地券、教科書、卒業証書、褒賞状、典籍、地引絵図の類です。

★月夜野町・川木敏夫家文書（寄託）

前橋藩松平家の家臣として仕えた家で、文書は現在の給与辞令にあたる宛行状あてがひ二点をはじめ、同家の家系や由緒を調べた時の書付類が残っています。



川木家文書の一部

★新治村・原沢正明家文書（寄託）

江戸時代、利根郡羽場村の年寄役を勤めた家です。伝存文書は近世後期の旗本菅沼氏関係文書をはじめ、三国街道下新田宿関係、村役人や村議定など村政関係文書等が中心です。ほかに俳句など芸芸資料や塩原太助の書状もあります。

★新里村・吉田幸治家文書（寄託）

吉田家は幕末の開港後、生糸売込商として横浜に出店し活躍した吉村屋幸兵衛の本家にあたり、同家には現在も江戸時代中期から大正期に至る膨大な文書群が保存されています。寄託された文書は、大正期の入学受験証票、吉田桂吉あて早稲田大学記念事業学生委員嘱状など。

★富岡市・杉山一家文書（寄贈）

明治中期から大正期にかけて刊行された教科書が中心で、修身説約、小学読本、算法新書、数学五千題、字引の類。

★昭和村・真下文男家文書（寄贈）

先に寄託いただいた真下一久家と縁戚関係にある家です。文書は襖の裏張りに利用されていたためか、破損が比較的大といえます。しかし元禄二年森下村水帳写、増減改帳、年貢割付状など完全な形のものも伝存しています。

(主任 岡田昭二)

行政文書

昨年度に管理受任および収集により受け入れた文書は二、四六九冊（詳細は表1および2のとおり）でした。

昨年度後期、規定どおり完結後十年経過の永年保存文書の完全なる管理委任をめぐし、学事文書課において各課の残留文書量を調査するとともに、管理委任が働

表1 昭和62年度管理受任文書室課別冊数

室課	区分	永年	年書	有期限	計
総務部	学事課	65			65
	文書課		1		1
企画部	広報課	1	9		10
	地方対策課	98		29	127
県民生活部	土地統計課	277			277
	厚生援護課	80		27	107
衛生環境部	消費生活課	3			3
	医務課	57			57
農政部	環境衛生課	22			22
	業務系課	1			1
農政部	蚕糸課	6			6
	流通園芸課	10			10
林務部	耕地建設課	90			90
	耕地改良課	38			38
林務部	部長室	6			6
	林業経営課	21			21
商工労働部	観光課	21			21
商工労働部	観光課	52			52

室課	区分	永年	年書	有期限	計
土木部	地課	21		47	68
	建設課	32		66	98
	道路計画課	9			9
	建築管理課	143			143
知事部	局合	24			24
	計	1,065		169	1,234
教委	部長室	9			9
	利理課	15			15
	福業課	6			6
	社会教育課	22			22
教委	計	43			43
	計	95			95
総計		1,160		169	1,329

表2 昭和62年度収集文書部局別冊数

部局名	冊数
総務部	54
企画部	61
県民生活部	103
衛生環境部	46
農政課	123
農林部	49
農工部	77
商工部	72
土出企業	3
会議	1
議事	3
議事	1
議事	435
議事	26
議事	90
合計	1,140

き掛けられ、昨年度末から本年五月にかけて、六七九冊を臨時に受け入れました。

このように管理委任が比較的スムーズに行なわれるのは、学事文書課をはじめ各主務室課が積極的にとりくんでいることによるものです。文書館も、『文書のライフサイクル（文書作成・整理保管・永久保存利用または廃棄）』のより円滑な流れをかたちづくるため、一層の努力を続けていきたいと考えています。

くん蒸と臭気 虫とかびを防ぐためのガス消毒後に臭気が残ります。ガスメーカーによると無害で現在除去や発生防止の方法を研究中だそうです。今のところ書庫へ収納する前に文書を広げて脱臭すること、書庫の換気を多くすること等が有効とされています。（主任 小暮隆志）

脱臭・払塵作業



古文書解読コーナー



(2) 文書番号8116-49、50

(1) 文書番号8116-126

人別引き取り状

今回は、村の「戸口」に関する史料に触れてみることにしましょう。それでは、(1)の文書を読んでみて下さい。これは、「人別引き取り状」といわれるもので、多野郡新町宿木町の田口基家文書（当館収蔵）に収められています。養子、嫁入り等の縁組、あるいは離縁によつて村相互の人口が増減のあつた場合には、「人別引き取り状」や「人別送り状」などが移動のあつた土地の名主宛てに提出されました。(1)の文書の場合には、新町宿百姓七郎兵衛の卒で内弟子の半次郎について、宿方伝兵衛の世話によつて貰ひ請けが決まり、「戸籍」引き取りを行う旨、半

積文

引取一札之事

一 御宿百姓七郎兵衛殿半治郎義
柔術執心ニ付我等内弟子ニ致置候処
御宿方伝兵衛殿世話ニ而我等方江貫請
申候、然上者当人悴ヲ以御宿方百姓
名前御引立被下半治郎義者私人別ニ
差加候間御宿方人別御除可被成候、
為後日引取一札仍如件

文政十一年三月

小幡陣屋

片山喜間多(印)

新町宿

御主人

六左衛門殿

次郎方名主に通知しているのです。

ところで、こうした文書の中には、(1)の例でいうと「半治郎義者私人別ニ差加候間御宿方人別御除可被成候」のように、「宗門」人別帳の記載の修正を促す下りが決まって付け加えられます。「宗門人別帳」は、キリスト教禁制を名目とした「寺請制度」の中で徹底されていったものですが、同時に、村の戸口を把握する「戸籍」のような役割を担うものでもあったのです。そこで、これを利用して、各家の家族構成やその変化はもちろん、村全体の人口推移等をも追っていくことができます。

さて、田口家の場合、現在残されている「宗門人別帳」は五点（天明四、文化五、文政八、同十二、弘化三）のみで、この中には先の「人別引き取り状」と同じ年に作成されたものはありません。紛失か始めから無かったのか、その点は不明ですが、他の家のケースをみても残り方には年代的ならばらつきがあり、揃って出てくることの方がむしろ稀のようです。しかし、限られた史料とはいえ、五点の中には丁度半治郎貰ひ請けをはさんだ文政八年と同十二年のものがあり、これらを比較すれば七郎兵衛一家に生じた変化をみる事ができるはずで、そこで、これらの中に該当する家族を捜したところ、文政八年には七郎兵衛と半治（郎）の「ゞ式人男」であつた一家が、同十二年には七郎兵衛「ゞ式人男」のみになつてゐることを確認できました（資料(2)、右が文政八年）。なお、「笛木新町人別宗門帳」の場合には、各家の土地所有状況も記入されていて、持高推移を追うことなどもできますが、詳しくは「群馬県立文書館収蔵目録3」の田口家解題の部分を参照していただきたいと思ひます。

（文書館嘱託 斉藤明子）

